

立憲民主党は全国各地でタウンミーティングを開催し、皆さまのご意見を基に「農林漁業に関する政策ヴィジョン」を策定いたします。

第196回国会において議論された主な法律と協定、我が党の対応は以下の通りです。

1. TPP協定 及び 関連法案 → 反対

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定について、離脱を表明した米国以外の国の間で一部条文を除く同協定の内容を実現するための協定。農業分野においては、米国離脱前のセーフガード（緊急輸入制限措置）発動基準が修正されなかったため、米国分の枠を他国が分け合う形になり実質的に発動不能になった。例えばオーストラリアが対日牛肉輸出を倍増させても、まだ発動基準に届かず、国内畜産業への壊滅的な打撃が予想される。バター・脱脂粉乳の低関税輸入枠についても同様であり、ニュージーランド、オーストラリア、カナダ等の酪農大国は、対日輸出を急増させようと狙っている。

○畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案（5/17 提出）

畜産経営の厳しい状況に鑑み、TPP発効を条件としていた肉用牛・肉豚に関する交付金制度を速やかに整備・実施する法案を議員立法として提出したが、未だ委員会に付託されていない。

2. 主要農作物種子法復活法案（4/19 野党共同提出） → 6/6 衆・農水委 趣旨説明聴取・質疑入り（継続審議）

優良な種子の生産・普及を目的とした主要農作物種子法は、食料の根幹であるタネを守るための予算措置の根拠法だったが、昨年の通常国会で突然、廃止され、本年4月から施行された。政府の規制改革推進会議が、種子法は民間の品種開発意欲を阻害していると指摘し、廃止を提言したことが要因と思われる。今、世界の種子市場は「種子特許」という考え方によって、モンサントを筆頭とする数社に独占されつつある。F1種（自家採取できない一代限りのタネ）と農薬をセットで販売するグローバル企業に日本市場が狙われている。我が党は先祖代々受け継いできたタネという遺伝資源は人類共通の財産であると考え、野党共同で種子法復活法案を提出した。

食の安全と食料主権を守ることは国の責務であり、都道府県が種子予算を確保できるよう早急に対応しなければならない。



4/19 種子法復活法案を衆議院に提出



6/6 種子法復活法案の質疑での答弁

3. 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案 → 反対（参一附帯決議）

卸売市場に関し、許認可制に代えて認定制とする規制緩和法案。政府の規制改革推進会議が卸売市場法は時代おくれだとして廃止を提言したことが、法改正の要因。政府与党は卸売市場法の廃止ではないので市場は守られたとの認識だが、「認可制」と「認定制」の違いは、民間業者が自由に市場を開設できるようになることだと判明。認定を受けない市場は施設整備への補助金は受けられないが、「売買取引方法の公表」「受託拒否の禁止」等、現在、卸売市場に課せられているルールも適用されない。また卸売業者が仲卸業者を通さず直接量販店に販売する「第三者販売」も今回の法改正で解禁された。量販店による買いたたきが懸念されている。

4. 農業関係 政府提出法案

○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案 → 賛成（衆・参一附帯決議）

農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、共有者の一部を確知できない農地について、農用地利用集積計画により20年を超えない期間の貸借ができることとするほか、農地について、その床面の全部がコンクリート等で覆われた農作物栽培高度化施設を設置して行う農作物の栽培を当該農地の耕作に該当するものとみなし、農地転用に当たらないこととする等の措置を講ずる。

○土地改良法の一部を改正する法律案 → 賛成（衆・参一附帯決議）

近年の農業及び農村をめぐる情勢の変化に対応するとともに、土地改良区の業務運営の適正化を図るため、土地改良区の組合員資格の拡大、総代会の設置及び土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講ずる。

○農薬取締法の一部を改正する法律案 → 賛成（衆・参一附帯決議）

農薬の安全性の一層の向上を図るため、農薬の規制に関する国際的動向等を踏まえ、再登録制度に代えて同一の有効成分を含む農薬について一括して定期的に安全性等の再評価を行う制度を導入するとともに、農薬の登録事項を追加する等の措置を講ずる。

○都市農地の貸借の円滑化に関する法律案 → 賛成（衆・参一附帯決議）

都市農地の有効な活用を図るため、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずる。

5. 農業者戸別所得補償法案（6/8 野党共同提出、未付託）

2018年度より米の生産調整減反が廃止され、小規模農家を中心に農業経営に対する不安がますます強まっている中、農業経営の安定、農業生産力の確保を図り、食料自給率の向上に寄与するとともに、多面的機能の維持に資する制度を確立するものである。

6. 林業関係 政府提出法案

○森林経営管理法案 → 賛成（衆・参一附帯決議）

林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るため、市町村が、地域森林計画の対象区域内の森林について経営管理権集積計画を作成した上で、森林所有者から林業経営を行うための権利を取得し、自ら森林を管理し、又は当該権利に基づき林業経営を行うための権利を林業を営む民間事業者に設定する仕組みを設け、及び共有者の一部を確知できない森林等について当該権利の設定を円滑にする等の措置を講ずる。

○独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案 → 賛成

林業者の経営の改善発達に資するため、独立行政法人農林漁業信用基金の業務に、森林経営管理法により林業経営を行うための権利の設定を受けた民間事業者に対する経営の改善発達に係る助言等を追加するとともに、同基金が行う債務の保証の対象者を拡大する等の措置を講ずる。

7. 漁業関係 政府提出法案

○水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案 → 賛成

最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、平成34年度末までの間、引き続き、株式会社日本政策金融公庫が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとする。

8. 原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案（原発ゼロ法案）（3/9 提出、6/8 衆・経産委付託）

全ての発電用原子炉等の速やかな停止と法施行後5年以内の廃炉の決定を行う。省エネの徹底、再エネの最大限導入を行う。基本理念を実現するための基本方針・目標を定めるとともに、内閣総理大臣を本部長とする推進本部を設置し推進計画を策定する。

→ 農山漁村は半農、半公共事業で生計を立ててきたが、不必要な公共事業が自治体財政を圧迫する事例が散見される。

今後、地方自治体を豊かにするのは再生可能エネルギーへの投資であると立憲民主党は提言している。